

認定第10号 平成25年度御前崎市池新田財産区 特別会計歳入歳出決算の認定に関する附帯決議

御前崎市池新田財産区特別会計決算については、監査委員より委員報酬の支出について疑義があり、是正が指摘されている。決算審査を付託された委員会においても、関係書類を精査し、市当局に質疑した結果、支出の事務処理が不適切であった。このようなことから、次の事項について早急な対応を求める。

記

- 1 今後の各財産区の運営については、自らの団体が法令により特別地方公共団体であり、業務執行には市議会の議決を要することを再度認識し行動するよう求める。
- 2 委員報酬の支出については、市当局において財産管理上必要と思われる統一した見解を示し、適切な経理業務が執行されるよう強く求める。

以上、決議する。

平成26年9月29日

御前崎市議会

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話とは、言葉を手や指、体などの動きや顔の表情で伝える独自の語彙や文法体系をもつ言語であり、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段となっている。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」であると明記され、手話が言語として国際的に認知された。

国においては、障害者権利条約の批准に向けた法整備を進め、平成23年8月に成立した改正障害者基本法第3条には「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定められた。

また、同法22条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけており、手話が日本語と対等な言語であることを広く国民に知らせ、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

よって国においては、上記の趣旨を踏まえた「手話言語法（仮称）」を早期に策定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月29日

静岡県御前崎市議会

【提出先】

衆議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣
参議院議長 総務大臣 厚生労働大臣

地震財特法の延長に関する意見書

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は平成26年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されていることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、東日本大震災を始めとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路・津波防災施設・山崩れ防止施設・避難地・避難路・消防施設の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要がある。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月29日

静岡県御前崎市議会

【提出先】

衆議院議長 文部科学大臣 消防庁長官
参議院議長 厚生労働大臣 林野庁長官
内閣総理大臣 農林水産大臣 水産省長官
総務大臣 国土交通大臣
財務大臣 内閣府特命担当大臣（防災）

議員視察研修

原子力対策特別委員会

平成26年7月1日～3日

視察先

○九州電力株式会社 川内原子力発電所
(鹿児島県薩摩川内市)

視察内容

原子力安全規制庁による安全審査を最初に受けた川内原子力発電所を視察しました。立地条件及び原子炉構造が浜岡原子力発電所と異なりませんが、竜巻対策や消防機材が充実しており、参考になりました。

○薩摩川内市議会意見交換会内容

薩摩川内市議会を訪問し、意見交換を行いました。内容は、現在の薩摩川内市の経済状況、原発再稼働に対する住民意見などです。

薩摩川内市が創設し、今年度更新された使用済核燃料税についても説明を受けました。



薩摩川内市議会との意見交換会



川内原子力発電所